



# 禁止

客引き

・ 勧誘

客待ち

・ 勧誘待ち

行為

## 禁止行為

### 禁止地区内の公共の場所では

#### ・客引き行為

通行人など不特定多数の中から、相手方を特定し、居酒屋・カラオケ・キャバクラ、風俗店等の客となるように誘うこと

#### ・勧誘行為

通行人など不特定多数の中から、相手方を特定し、キャバクラや風俗店等で働くように勧誘すること（スカウト行為等）

#### ・客待ち・勧誘待ち行為

客引き・勧誘行為をする目的で、うろついたり、とどまったりするなど、相手方を待つ行為。

#### ・客引き行為等を用いた営業行為

事業者は客引き行為等を受けた者を客として営業してはならない。



### ただし、次の行為はこの条例による規制の対象とはなりません

- ・道路使用許可を得て、不特定多数の人に対してティッシュ・チラシ配りをする行為。  
ただし、これらの行為であっても、客となるよう誘った場合は客引き行為に該当します。
- ・店舗から不特定多数の人に対して「いらっしゃい、いらっしゃい」等と呼びかける行為。

### 禁止地区内で禁止行為を行った場合（令和2年10月1日施行）

指導

勸告

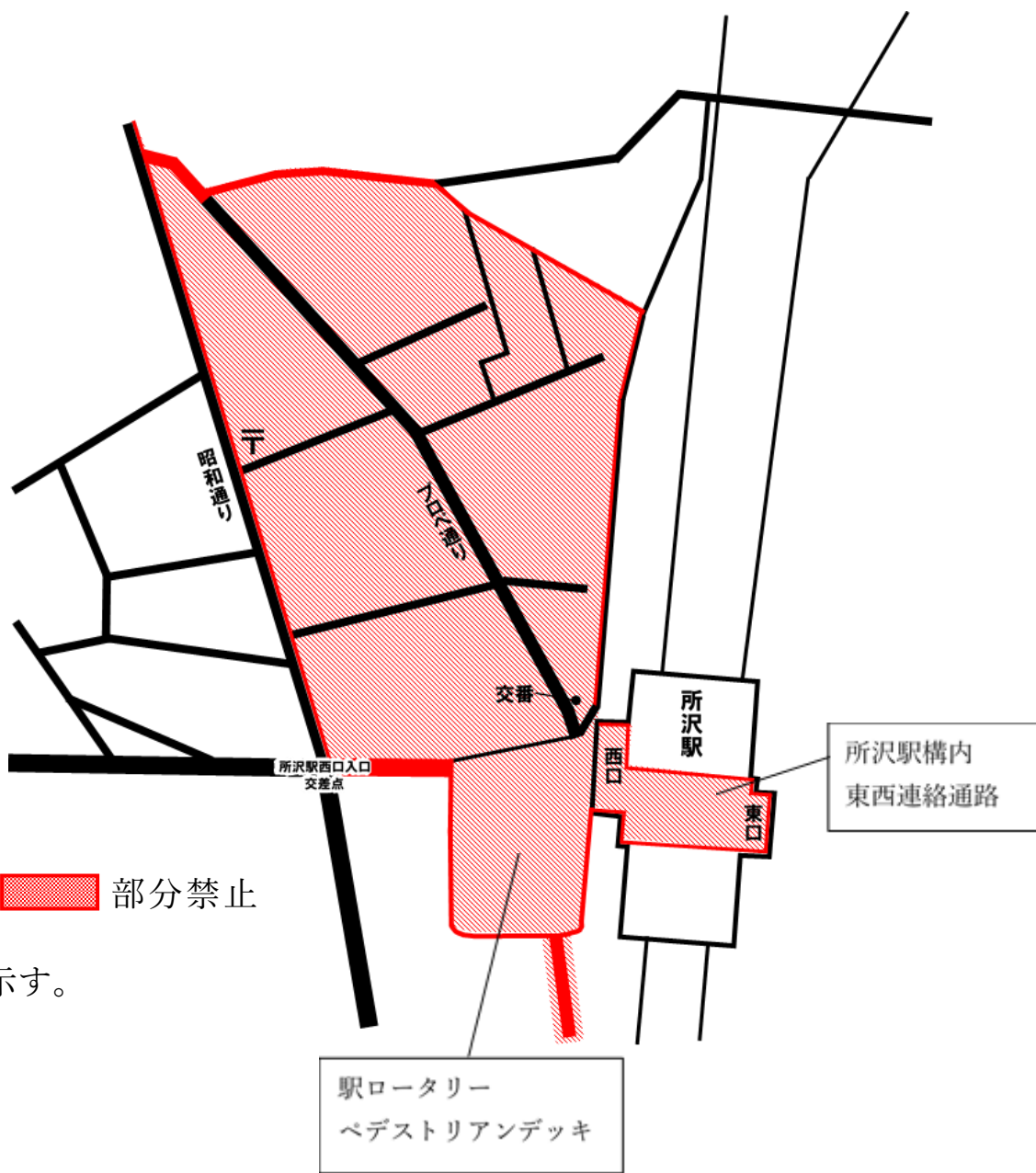
命令

過料

命令を受けた後に違反した者は**5万円以下の過料**を、さらに命令を受けた者が正当な理由なく命令に従わない場合は、氏名・住所等を**公表**します。

違反者及び客引き行為等をさせた店舗等が罰則の対象です（両罰規定）。

# 禁止地区



## 事業者・従業員の方

客引き・勧誘等の行為はしてはいけません。  
また、事業主の方は従業員にさせてはいけません。

## 一般の方

客引き・勧誘等はきっぱりと断り、ついていかないようにしましょう。

条文など詳しくは所沢市ホームページをご覧ください。

問合



所沢市市民部防犯交通安全課防犯対策室  
☎04-2998-9090(直通)